

再 評 価 書

事業名	二級河川 志原川 広域基幹河川改修	事業区分	河川	室名	河川・砂防室
事業概要	工 期	昭和 52 年～平成 53 年	全体事業費 (下段：前回)	11,090 百万円(負担率：国 0.5 県 0.5)	
	(下段：前回)	昭和 52 年～平成 53 年		11,090 百万円(負担率：国 0.5 県 0.5)	
事業目的及び内容					
<p>(事業の背景と目的) 二級河川志原川の流域は、三重県南部の熊野市と御浜町にまたがって位置しています。 志原川はその源を長尾山に発し、下流部で支川の産田川と合流し、熊野市と御浜町の境で熊野灘に注ぐ、流域面積 23.6km² の二級河川です。流路延長は志原川 6.5km、産田川 7.7km です。 志原川及び産田川沿川の浸水被害防止を目的とした築堤工、護岸工、河床掘削等による河川改修を行い、流下能力を確保し治水安全度の向上を図ることを目的としています。</p> <p>(事業の内容) 事業の内容は、次の通りです。 延長 L=2,300m (志原川)、L=4,000m (産田川) ①築堤 4,710m ②掘削 171,500m³ ③護岸 5,300m ④樋門・樋管 11基 ⑤橋梁 15 橋 ⑥堰 2 基 ⑦用地補償 1 式</p>					
事業主体の再評価結果					
<p>1 再評価を行った理由 前回再評価実施後、一定期間が経過し、なお継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条第 3 項に基づき、再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>① 昭和 52 年度に事業着手 ② 平成 10 年度に事業再評価を実施 ③ 平成 15 年度に事業再評価を実施 ④ 平成 20 年度までに事業費ベースで 12%が完了予定 ※ 平成 53 年度に整備完了見込み</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>○周辺環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域の上中流部には水田地帯が広がり、下流部は住宅地となっています。また、上流部には、紀南地域全体の集客力を高めることを目的とした「紀南中核的交流施設」の整備が進められています。 ・河口部の七里御浜海岸は、平成 16 年 7 月に熊野古道の「浜街道」として世界遺産に登録されました。 ・平成 17 年 11 月 1 日に熊野市、紀和町が合併し熊野市が誕生しました。 					

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

(平成15年度 費用対効果分析結果; H12 治水経済調査マニュアルによる)

費用対効果(総便益/総費用) $B/C=129.81 \text{ 億円} / 63.16 \text{ 億円}=2.06$

※総便益 $B=$ 総便益(現在価値化)

※総費用 $C=$ 建設費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の0.5%現在価値化) - 残存価値(現在価値化)

(平成20年度 費用対効果分析結果; H17 治水経済調査マニュアルによる)

費用対効果(総便益/総費用) $B/C=133.40 \text{ 億円} / 76.67 \text{ 億円}=1.74$

※総便益 $B=$ 総便益(現在価値化) + 残存価値(現在価値化)

※総費用 $C=$ 建設費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の0.5%現在価値化)

○B/C低下の要因

氾濫解析手法の見直しによります。

4-2 地元意向

熊野市、御浜町、紀宝町で組織される紀南土木行政推進協議会により、紀南地域の公共事業の推進に向けた要望活動が熊野建設事務所に対して毎年実施されており、当事業の促進が要望されています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

河床掘削等による発生土を近隣の他事業に流用する等してコスト縮減に努めます。また、護岸等の材料、工法の新技術の活用等により、コスト縮減ができるよう検討します。

建設機械の排出ガス、騒音等の環境対策に努めます。

5-2 代替案

①『ダム案』 ダムサイトとしての適地がありません。

②『遊水地・調節池案』 現在の計画以外に遊水地・調節池として新たに広大な用地を取得することや、補償することは困難です。

過去から河道改修を進めてきた経緯もあり、現在進行中の計画による改修を進めることが妥当と考えます。

再 評 価 の 経 緯

〈H15委員会意見〉

①河川流域内の遊水機能の低下等、河川への負荷を招かぬよう他の公共事業と調整を行うべきである。

②景観や環境への影響について、関係する市町村及び県民との議論を喚起できる場の構築を望む。

③多自然工法について、定量的な経済的価値と定性的な環境文化的価値を考慮して取り組まれない。また、草刈り等日常の維持管理については、地域住民の参画を促すよう努められたい。

④工事着手から長期にわたる事業であるため、段階的目標を示すなど県民への説明に努められたい。

〈対応状況〉

①諸開発に対しては、都市計画法等に基づき、河川管理者として調整を図ります。

②今後、河川整備計画を策定していく過程において、流域懇談会等の議論の場の構築に努めます。

③自然環境に富んだ地域であることから、環境に配慮した護岸等の整備を進めています。

また、草刈等の維持管理については、自治会委託制度等により地域住民の参画を促しています。

④平成18年12月に策定された河川整備戦略に基づき、今後15年の整備目標を示しています。これからも県民への説明に努めていきます。また、工事実施段階においても適宜、地域の自治会等に事業の周知を図っています。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。